

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果について

令和7年9月12日(金)

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ地球環境対策室
環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間:令和7年7月26日(土)0時0分～令和7年8月26日(火)0時0分
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:2件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・「算定割当量」に関する用語が「国際協力排出削減量」へと広範に置き換えられており、制度全体の再編が図られていることが見て取れる。しかし、条文において両者の定義・役割の違いや関係性についての明確な整理が十分とは言えず、従来の算定割当量制度の延長にあるのか、または実質的な制度移行なのかが読み取りづらい。 ・また、「国際協力排出削減量」という用語自体が、制度上どのような削減メカニズム(JCM等)を指すのか、条文中では明確に定義されておらず、運用にあたって実務上の混乱を招くおそれがある。 ・本改正の実施に際しては、政令・省令・ガイドライン等を通じて、「算定割当量」と「国際協力排出削減量」の法的・制度的関係各申請・抹消手続における両者の相違点・共通点排出削減量の実質的検証と担保の手続きなどについて、明確な定義付けと丁寧な制度設計を行うことを強く要望する。これにより、関係主体の手続きの明確化と国際的信頼性の確保につながると考える。 	<p>「算定割当量」及び「国際協力排出削減量」は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第7項及び第9項にそれぞれ定義されており、別の制度に基づく用語になります。</p> <p>引き続き、事業者のみなさまに対し、各種手続に関する必要な周知を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・今年の夏の気温が去年よりすごく日差しが痛いほどになっておりお出かけしたくてもできないこともある。そこでAIの力を借り意見するが、ソーラーパネルを少しでも増やすことができないのか。市民は収入が少ないので政府が支援金を出してソーラーパネル少しでも増やすことは地球温暖化を早く止められると思う。2050年までにやると言われるとまだ何十年先になって解決するのか。今の子供達が安全に遊べなくなると思い1年でも早くこの猛暑が解決してほしい。 	<p>太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが政府の基本方針です。太陽光発電については、地域との共生と国民負担の抑制を前提とし、需給近接型での導入が可能な建築物の屋根や壁面の有効活用を追求していくことが重要であると考えています。</p> <p>支援金に関して頂いた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>

以上